

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和7年8月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	生活援護 管理課	228-7412	令和7年度 生活保護情報システム等改修業務(令和7年10月生活保護基準額改定)	北日本コンピューターサービス株式会社	4,312,000	R7.8.22	本業務は、現在使用している生活保護情報システム「ふれあい」と中国残留邦人等支援給付サブシステム(以下合わせて「既存システム」という。)を令和7年度生活保護基準額改定に対応するために改修するものである。既存システムの通常稼働を妨げることなく改修するためには、当該システムについての詳細な設定や構成についての知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に既存システムについて詳細な知識を有しない者が本業務を履行した場合、誤設定による生活保護費・中国残留邦人等支援給付費の算定誤りや、不具合が生じた際に迅速な対応ができないことなどが発生する恐れがある。その結果、生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付受給者の最低生活を保障するといった制度の目的を達成することができない。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、既存システムを構築し、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する北日本コンピューターサービス株式会社以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	